

令和3年度学校保健関係各種表彰について（報告）

1 東京都功労者表彰

東京都功労者表彰（福祉・医療・衛生功労）推薦要項の規定に基づき、学校保健の推進に熱意を示し、模範として推奨に値する具体的な活動があり、学校内の日常活動が優れている個人として、世田谷区教育委員会が推薦した1名の表彰が決定した。

表彰式：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止

| 氏名（敬称略） | 職名 | 所属校 |
|---------|-------|--------|
| 永田 良宏 | 学校歯科医 | 東深沢小学校 |

2 東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）

東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）等取扱要綱の規定に基づき、学校保健・学校安全の推進に熱意を示し、顕著な功績がある個人として、世田谷区教育委員会が推薦した5名の表彰が決定した。

表彰式：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止

| 氏名（敬称略） | 職名 | 所属校 |
|---------|--------|--|
| 大橋 晋吾 | 学校耳鼻科医 | 烏山北小学校 武蔵丘小学校 烏山中学校 上祖師谷中学校 |
| 矢部 由美 | 学校耳鼻科医 | 中里小学校 駒留中学校 |
| 鐵田 晃久 | 学校耳鼻科医 | 玉川小学校 東深沢中学校 九品仏小学校 等々力小学校 玉堤小学校 |
| 田村 昌三 | 学校歯科医 | 千歳小学校 |
| 鈴木 輝美 | 学校薬剤師 | 松原小学校 梅丘中学校 |

3 世田谷区学校保健功労者表彰

世田谷区学校保健会表彰要綱の規定に基づき、学校保健に特に優れた功績があった個人として、10名が表彰された。

表彰式：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止

| 氏名（敬称略） | 職名 | 所属校 |
|---------|--------|-------------------------|
| 伊奈 幹晃 | 学校歯科医 | 梅丘中学校 |
| 細田 透 | 学校歯科医 | 赤堤小学校 |
| 藤本 圭介 | 学校歯科医 | 山野小学校 |
| 野崎 久充 | 学校内科医 | 船橋小学校 |
| 本田 美恵 | 学校眼科医 | 経堂小学校 赤堤小学校 |
| 児浦 利哉 | 学校内科医 | 城山小学校 |
| 弘重 哉子 | 学校耳鼻科医 | 砧南小学校 喜多見中学校 |
| 山形 忍 | 学校眼科医 | 松原小学校 梅丘中学校 |
| 小野 啓一郎 | 学校薬剤師 | 旭小学校 駒留中学校 |
| 高橋 幸太郎 | 学校耳鼻科医 | 深沢小学校 京西小学校 中町小学校 |

各表彰の推薦基準等（抜粋）

1 東京都功労者表彰（福祉・医療・衛生功労）

(1) 個人

- ① 学校保健の推進に熱意を示し、模範として推奨に値する具体的な活動があり、学校内の日常活動が優れていること。また、相当の出校日数があること。
- ② 現に東京都の公立学校に勤務し、20年以上の勤務年数を有すること（表彰日現在、退職1年以内の者を含む。）。
- ③ 令和3年10月1日現在、50歳以上であること。ただし、功績が特に顕著な場合には、50歳未満の者を推薦できるものとする。
- ④ 東京都教育委員会表彰被表彰後5年以上経過していること。
- ⑤ 欠格条項
 - ア 過去に同一の表彰又は叙勲・褒章（紺綬を除く。）を受けた者
 - イ 過去に同一の功労により、文部科学大臣表彰を受けた者
 - ウ 刑事事件（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられてその消滅に至らない者
 - エ 表彰されることが、都民及び所属校教職員の感情にそぐわない者
- ⑥ 次のような活動を行い、顕著な功績又は模範として推奨に値する業績若しくは徳行があること。
 - ア 公益性の高い活動
 - イ 先駆的な活動
 - ウ 困難な状況下で卓越した努力によってなされた活動
 - エ 多年にわたり行われてきた活動

2 東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）

(1) 学校保健・学校安全分野（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）

- ① 勤務年数15年以上の者
- ② 東京都の公立学校に勤務する者又は退職後1年以内の者
- ③ 相当の出校日数があり、学校内の日常活動が優れていること。
- ④ 要保護及び準要保護児童生徒の学校病医療券の活用、奨励について、受託医療機関として積極的に協力していること。
- ⑤ 人格見識ともに優れ、他から尊敬を受けている者
- ⑥ 学校保健・学校安全の推進に熱意を示し、顕著な功績又は模範として推奨に値する具体的な活動実績があった者
- ⑦ 欠格事項
 - ア 過去に同一の功労により国又は東京都の表彰を受けた者
 - イ 過去に叙勲・褒章（紺綬を除く。）を受けた者
 - ウ 法令等に違反し、社会的不道徳のある場合等、表彰されることが都民の感情にそぐわない者

3 世田谷区学校保健功労者表彰

(1) 個人（学校医等）

- ①学校保健の推進に功労があり、かつ、その成果が全区的な指導力となりうるものであること
- ②人格、識見ともに優れ、他から尊敬を受けている者
- ③学校保健の推進に熱意を示している者
- ④顕著な功績のあった者
- ⑤学校医等の場合、相当の出校日数がある者
- ⑥学校内の日常活動が優れている者